

第2 釣りに関する制限など

1 禁止または制限の内容

漁具・漁法の禁止と制限

(1) 禁止漁法

- 保護法第5条、第6条によるもの 【罰則－C類】

① 爆発物を使用する漁法

② 有毒物を使用する漁法

- 調整規則第25条によるもの 【罰則－A類】

① 水中に電流を通じてする漁法

② 鵜縄うづなを用いてする漁法

③ 鵜飼うき漁法

④ 石こじ漁法

⑤ 壘漬びんづけ漁法（壘伏びんふせ漁法を含む。）

⑥ 川干ほし漁法

⑦ 石うち漁法（はんまうち漁法を含む。）

⑧ 潜水してする漁法

⑨ 水中銃（もりを含む。）を用いてする漁法

⑩ 刺網を2枚以上重ねてする漁法

(2) 漁法の制限

○ 調整規則第5条による制限 【罰則－A類】

次に掲げる漁法によって水産動物を採捕しようとするときは、知事の許可が必要です。ただし、遊漁規則や行使規則に規定がある場合にはこの限りではありません。

① 魚堰 ^{せき} 漁法
② 瀬付 ^{せつけ} 漁法
③ 箱伏 ^{ぶせ} 漁法（ろうやを用いるものを含む。）
④ やす漁法
⑤ 刺網漁法
⑥ ごろびき漁法
⑦ 四手網 ^{よっで} 漁法（間口3 m以上の四手網 ^{よっで} を用いるものに限る。）
⑧ 漬柴 ^{つけしば} 漁法
⑨ 釜 ^{うけ} 漁法（網釜 ^{うけ} を用いるものを含む。）
⑩ 大型やな漁法（小型やな漁法以外のやな漁法）
⑪ 小型やな漁法（間口3 m以下、占有水面積1,653㎡以内、工作物のそでは、牛 ^{うし} 杖 ^{わく} を使用しないやな（す落とし及び押やなを含む。）を用いる漁法）
⑫ 石塚漁法
⑬ す建漁法
⑭ せき ^{よっで} 四手網漁法
⑮ 地びき網漁法

(3) 漁具の制限

- 調整規則第26条によるもの 【罰則－A類】

網漁具については、網目の大きさに制限があります。

名 称	制 限
網漁具（わかさぎ採捕用 網漁具、はぜ類採捕用 ^{よつで} 四手 網及び三日月網を除く。）	網目こま12mm(13節)以上。 ただし、諏訪湖においては網目こま13mm(12節)以上。
わかさぎ採捕用網漁具	網目こま5.5mm(28節)以上。
はぜ類採捕用 ^{よつで} 四手網 三日月網	網目こま3mm(51節)以上。
しじみ採捕用網漁具	網目こま9mm以上。

- 遊漁規則、行使規則による漁具・漁法の制限

【罰則－B類】

遊漁者や漁業者（漁協組合員）ができる漁具・漁法について規定されています。

採捕禁止期間（禁漁期間）

- 調整規則第23条によるもの 【罰則－A類】

産卵期等を中心に禁漁期間が定められています。

魚 種	禁 漁 期 間
あゆ	1月1日～5月31日
いわな やまめ あまご（地方名称あめのうお、たなびら） にじます	10月1日～翌年2月15日
木崎ます	9月15日～翌年3月31日
さけ さく河性ます（さくらます）	1月1日～12月31日（周年）
かじか	3月1日～5月15日

- 遊漁規則、行使規則によるもの 【罰則－B類】

禁漁期間を調整規則に規定されている期間よりも厳しく（長く）設定している場合があります。

全長等の制限

- 調整規則第24条によるもの 【罰則－A類】

資源保獲のため、捕ってよい大きさが制限されています。もし、捕れてしまった場合には元の場所へ放してください。

また、かじか、さけ及びさくらますが産卵した卵を捕ることも禁止されています。

魚 種	採捕禁止の大きさ
いわな、やまめ あまご（地方名称あめのうお、 たなびら）、木崎ます、にじます	全長15cm以下
こい (下伊那郡天龍村の平岡ダムの下流の天竜川：全長20cm以下)	全長18cm以下
ふな、うぐい、ひがい	全長10cm以下
おいかわ	全長8cm以下
うなぎ	全長30cm以下
たんがい	殻長15cm以下

※ 全長：頭の前から尾びれの先端までの長さ

- 遊漁規則、行使規則によるもの 【罰則－B類】

遊漁規則で調整規則より厳しく（小さく）設定している場合があります。

採捕禁止区域（禁漁区）

○ 調整規則第27条第1項によるもの

【罰則－A類】

河川名	禁 止 区 域
(1) 千 曲 川	飯山市大字照岡 西大滝ダム 上流180m～下流365m
(2) 千 曲 川	東御市羽毛山 塩川発電所堰堤 上流 90m～下流 90m
(3) 千 曲 川	小諸市大字山浦 島川原発電所西浦ダム 上流110m～下流300m
(4) 千 曲 川	南佐久郡佐久穂町大字高野町 白田発電所堰堤 上流110m～下流110m
(5) 千 曲 川	南佐久郡小海町大字豊里 穂積発電所堰堤 堰堤～上流110m
(6) 鳥 居 川	上水内郡信濃町大字柏原 鳥居川第1発電所堰堤 上流 90m～下流 90m
(7) 鳥 居 川	上水内郡信濃町大字柏原 鳥居川第2発電所堰堤 上流 90m～下流 90m
(8) 鳥 居 川	上水内郡信濃町大字柏原 鳥居川第3発電所堰堤 上流 90m～下流 90m
(9) 犀 川	長野市信州新町水内 水内ダム 上流180m～下流365m
(10) 犀 川	安曇野市豊科光 犀川発電所堰堤 上流110m～下流110m
(11) 梓 川	松本市安曇 梓川頭首工 上流150m～下流150m
(12) 梓 川	松本市安曇（上高地） 霞沢発電所堰堤 上流110m～下流110m
(13) 農 具 川	大町市平のトチス橋～ 木崎湖への流入点より上流250mの地点まで
(14) 稲尾沢川	大町市平の境橋～ 上流200m下流2,100mに至る区域
(15) 奈良井川	松本市大字島立 勘左衛門堰堤取水堰堤 上流110m～下流110m
(16) 姫 川	北安曇郡小谷村大字北小谷 大網発電所堰堤 上流365m～下流455m
(17) 姫 川	北安曇郡白馬村大字北城 姫川第2ダム 上流 90m～下流 90m

河川名	禁 止 区 域
(18) 天 竜 川	下伊那郡天龍村平岡 平岡ダム 上流330m～放水路下流130m
(19) 天 竜 川	下伊那郡泰阜村 泰阜ダム 上流300m～下流670m
(20) 天 竜 川	駒ヶ根市中沢 南向発電所堰堤 上流 55m～下流275m
(21) 天 竜 川	駒ヶ根市東伊那 大久保発電所堰堤 上流55m～下流275m
(22) 天 竜 川	上伊那郡辰野町大字平出 農業用水取水堰堤 上流55m～下流180m
(23) 三 峰 川	伊那市長谷黒河内 三峰川砂防堰堤 上流110m～下流110m
(24) 三 峰 川	伊那市長谷非持 美和ダム 上流100m～下流100m
(25) 三 峰 川	伊那市高遠町勝間 高遠ダム 上流100m～下流100m
(26) 横 川 川	上伊那郡辰野町大字横川 横川ダム 上流200m～下流300m
(27) 木 曾 川	木曾郡大桑村大字須原 大桑発電所堰堤 上流110m～下流110m
(28) 木 曾 川	木曾郡上松町大字荻原 桃山発電所堰堤 上流110m～下流110m
(29) 木 曾 川	木曾郡木曾町福島 寢覚発電所堰堤 上流110m～下流110m
(30) 木 曾 川	木曾郡木曾町日義 新開発電所堰堤 上流110m～下流110m
(31) 王 滝 川	木曾郡木曾町三岳 寢覚発電所堰堤 上流90m～下流275m
(32) 王 滝 川	木曾郡木曾町三岳 常盤ダム 上流90m～下流275m

○ 調整規則第27条第2項によるもの 【罰則－A類】

わかさぎの資源保護のため、以下の区域が保護水面に指定され、禁漁期間中すべての水産動植物の採捕が禁止されています。

- ・保護水面区域：諏訪市大字上諏訪字杉菜池及び字小和田に設置した標柱を結ぶ線から下流の上川の区域、並びに、諏訪市大字上諏訪字洪崎及び字南衣之渡に設置した標柱を結ぶ線から南の諏訪湖の区域
- ・禁漁期間：1月1日～4月30日

○ 遊漁規則、行使規則によるもの 【罰則－B類】

調整規則に規定されている禁漁区の他にも禁漁区が設定されています。また、「投網禁止区域」のように漁法を制限した区域もあります。

さく河性魚類の通路を遮断して行う採捕の制限

○ 調整規則第28条によるもの 【罰則－A類】

さく河性魚類(さけ、ます、あゆ等)の通路を遮断して水産動物を採捕するときは、その通路の幅の5分の4以上を遮断してはいけません。この規定は、産卵を行う親魚や稚魚が移動するための通路を確保し、資源を保護しようというものです。

調整規則の適用除外の手続き（調整規則第31条）

試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗の供給の目的で水産動物を採捕する場合に限り、知事の許可を受ければ、調整規則に規定されている漁具漁法の制限、禁止期間、全長制限、禁止区域、さく河性魚類の通路の遮断についての制限は適用されません。

この場合、知事が発行した「特別採捕許可証」を携帯し、その記載事項に従って採捕しなければなりません。

【罰則－A類】

水産動物の移殖制限

- 調整規則第29条によるもの 【罰則－A類】

次の水産動物及びこれらの卵は、知事の許可がなければ移殖（他所の水域へ移動させて行う放流）することはできません。

- ① アメリカザリガニ
- ② 雷魚（カムルチー、たいわんどじょうその他のタイワンドジョウ属の魚）

なお、オオクチバス、コクチバス、ブルーギルについては「外来生物法」で移殖が禁止されています。

2 罰則の内容

水産動物の採捕の制限または禁止事項に違反した場合、次のような罰則が適用されます。これらの制限または禁止事項は、漁業法第3条に基づき、公共の用に供する水面に適用されます。

区分	罰則の内容（根拠法令）
A 類	調整規則違反 6月以下の懲役、10万円以下の罰金、拘留、科料又はこれらを併科。 (調整規則第34条)
B 類	漁業権又は漁協組合員の漁業を営む権利の侵害 20万円以下の罰金。ただし、告訴がなければ公訴を提起することができない。 (漁業法第143条)
C 類	保護法違反 3年以下の懲役、200万円以下の罰金。 (保護法第36条)
D 類	知事が委員会指示に従うことを命じた場合で、その命令に従わなかったとき 1年以下の懲役、50万円以下の罰金、拘留、科料 (漁業法第67条、第139条)

※ 漁協が違反者に対して罰則を科すことはできません。

3 ブラックバス等の取扱い

ブラックバス等（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル）は、強い魚食性と繁殖力を持つことから、ウグイや鮎、わかさぎやこい、ふな、エビ等の水産資源に影響を与えるばかりでなく、生物多様性保全という観点からも在来生物に悪影響を及ぼしています。

平成17年6月から外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）が施行され、ブラックバス等は生態系や水産業に被害をあたえることから、「特定外来生物」に指定されており、飼育、保管、運搬、販売、譲渡、野外に放つことなどが原則として禁止されています。

さらに、特定外来生物は、地域の特性に応じて完全排除又は低密度化を図ることが目標とされていることに鑑み、内水面漁場管理委員会指示で、次のようにブラックバス等の再放流を禁止しています（罰則－D類）。

○ 長野県内水面漁場管理委員会指示第8号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動植物の繁殖保護を図るため、次のとおり指示しました。

平成20年3月21日

長野県内水面漁場管理委員会会長 沖野 外輝夫

平成20年6月1日以降（野尻湖、木崎湖にあつては平成20年12月1日以降）、オオクチバス、コクチバス又はブルーギルを採捕した者は、採捕した河川、湖沼又はその連続する水域にこれを再び放してはならない。ただし、試験研究による再放流で、かつ、長野県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が認めた場合、又は漁業権者からの解除申請があり逸出防止策が講じられていると委員会が認めた場合は、この限りでない。

委員会指示は、漁業法に基づいていますので、県内の湖沼（諏訪湖、青木湖、木崎湖、松原湖、柳久保池等）、河川（千曲川、犀川、木曾川、天竜川等）など誰でも釣りができるように解放されている公共用水面に適用されますが、農業用ため池等の私有水面には適用されません。

なお、野尻湖では、従来からオオクチバス、コクチバス釣りが、観光資源として活用されており、野尻湖漁協から再放流禁止指示の解除申請があり、これらの魚の下流への逸出防止策が講じられていると委員会が認めたため、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間、委員会指示第8号（ブルーギルを除く）が解除されています。

委員会指示第8号は、釣ったブラックバス等を再び放すことを禁止したものです。ブラックバス等を釣ることや釣った魚をその場で締めて持ち帰ることを禁止したものではありません。なお、生きたままの運搬、飼育、放流等は外来生物法で禁じられています。

釣り上げた方は、水の入っていない容器（クーラーボックス等）に入れるか、その場で締めるかした後に、持ち帰って食べていただくか、一般廃棄物として取り扱ってください。

4 Q & A

Q1 魚を釣ろうとしたが、1尾も釣れなかった。それでも遊漁料を支払わなければいけないか。

A1 漁業関係法規でいう「採捕」とは、自然の状態にある水産動植物を採取捕獲する行為をいい、その結果として現実にその水産動植物を自分の支配下に置くこと、又は所持していることを必要としません。ですから1尾も魚が釣れなくても、自然の魚を自分のものにしようとする行為をしたのですから、遊漁料を支払わなければいけません。

Q2 採捕禁止区域で釣りをしているが、全く魚を捕っていない場合、これは規則違反となるかどうか。

A2 「採捕」という行為の考え方はA1に示したとおりですので、採捕行為自体が禁止されていると解釈され、規則違反となります。なお、禁止区域は調整規則で規定されているものと、遊漁規則、行使規則で規定されているものがあり、それぞれ罰則が違います。

Q3 遊漁規則でいわな釣りの解禁が3月1日からとなっている漁協の管理漁場で、2月1日にいわなの採捕をしていた人の規則違反は何にあたるのか。また、2月20日にいわなの採捕をしていた人についてはどうなるのか。

A3 まず「2月1日」については調整規則でいわなの採捕禁止期間が「10月1日から翌年2月15日まで」となっていますので、調整規則違反になり罰則-A類が適用されます。

「2月20日」の場合は、遊漁規則に違反していますが、調整規則には違反していません。この場合、罰則規定は-B類が適用になり、漁業権者＝漁協が告訴して初めて違反が問われることとなります。

なお、調整規則と遊漁規則との罰則に関するこのような適用は、禁止期間だけでなく、その他の制限・禁止事項についても同様です。

Q4 いwana、あまごの採捕禁止期間中に、採捕禁止期間のない「うぐい」を釣っていると主張している釣り人は、規則違反となるかどうか。

A4 「採捕」とは水産動植物を捕ろうとする行為をいいます。この場合、その漁場がいwana、あまごの漁場となっており、うぐいを釣っていると釣り人が主張する方法がいwana、あまごを混獲すると客観的に判断される（例えば生き餌を使ったミャク釣り）なら、規則違反となります。

Q5 オオクチバスが漁業権の対象魚種になっていない漁協の管理する漁場で、オオクチバスを釣る場合に遊漁料を支払わなければいけないか。

A5 内水面の漁業権（第5種共同漁業権）は、対象となる水産動植物の種類を定めた漁業権で、当該水産動植物を増殖する場合でなければ知事は免許してはならないことが定められています。

したがって、遊漁料は漁業権の対象魚種を採捕する場合に支払う必要があります。ただし、漁業権の対象以外の魚種（オオクチバス）を釣るという名目で、遊漁料を支払わないで釣りをすることを全面的に認めてしまうと、漁業権の対象魚種（在来ますやにじます等）を混獲するという漁業権の侵害を防ぐことができません。

そこで、釣りをする水域や漁法等から漁業権対象の魚種を混獲すると客観的に判断される場合には、遊漁料を支払っていただく必要があります。